

# 近世武家社会の養子から考える女性史

世川 祐 多\*

## 1. はじめに

日本人というものを考える上で、養子というものは実は身近な存在である。現代の我々は当たり前のこととして、家族を構成しその苗字を名乗っているが、家或は先祖というものを考える時、養子がいてそれにより家が維持されてきた事例は一般的である。現代も尚、養子とは、家の存続の為に主として男をもってして行われる。他方、アンシャンレジーム下のフランスにおいて、等しく神の子たる子供を、家を継がせる名目で養子することはカトリックの規則により禁じられていた。斯くして現代のフランスにおける養子とは、家を養子たる男児に継がせるというより、国籍性別問わず子供をもらいうけ家の子として養育するものであり、偏に養子と言っても、日本の「養子」とフランスの「adoption」では大きく異なる。

本稿にては、養子が普遍的に行われ、或は制度としても整備された近世武家社会に焦点を当てて研究する。近世武家社会においては、将軍家然り、大名家然り、直参あるいは諸家中の武士然り、養子相続が広く行われた。このケーススタディーとして、パリのCollège de France L'Institut des Hautes Études Japonaises (コレージュ・ド・フランス日本学高等研究所) に架けられる会津藩の『家世実紀』、INALCO (フランス国立東洋言語文化研究所) に架けられる桑名藩の『天明由緒』、これら二つの史料から近世武家社会の養子の一端を分析

する。

## 2. 『天明由緒』による養子の傾向

『天明由緒』は、文政6年(1823)から幕末まで桑名に領地を有した徳川家御家門松平越中守家の家臣団の由緒書であり、家臣の家々の仕え始めから、天明年間までの由緒を編纂したものである。この由緒書が対象とするのは、書院格と呼ばれた上級家臣達の家のみである。書院格とは、御目見以上の武士達のことであるが、この書院格の中に更に三つの階層があり、馬に乗れ50石以上を有する者を給人といい、馬に乗れるが50石に満たない者を給人並、馬に乗れず御目見のみの者を徒士以上といった。ちなみに、御目見以下の者を舞台格といい、更にその下に、足軽・中間といった武家奉公人層があって、これが桑名藩の家臣団の構造であった。

この『天明由緒』を分析するにあたり、上級家臣の家の養子しか研究対象にできないこと、或いは、養子についての情報記載が、例えて実父の名前まで記したものや、そうでないもの、婿養子か否かについて詳しく記したものなどまちまちであるという問題点がある。

扱、『天明由緒』に記された上級家臣たる書院格の家の数は計397あり、最大で一家庭7世代分の記録が示されている。天明年間までの全ての家々の相続数の合計は1182件であり、その内の19%にあたる219件が養子による相続であった。又、397家中、40%にあたる157家が養子相続の

\*パリ・ディドロ大学大学院院生/東アジア文明研究センター (CRCAO)

経験を有する。219件の養子相続のうち養子の出自について詳しい記述があるものが123件ある。まず、この情報から、養子が同姓<sup>1</sup>か異姓か検証する。同姓養子の数は123件中34件、残る89件が異姓養子であった。すなわち72%ほどの養子が異姓からであるが、ここから推察できることとして、武士たちが養子に際し、血統の維持を然程意識していなかった可能性がある。

この推察に際し、血統ではなく、いかなる要因が養子を取る際に重要視されたのか検証すべく、由緒書から読み取れる家の格式、即ち家格から、養子とそれとの相関関係を割り出す。武士の家の家格とは、石高の多寡、到達可能な役職、或は御目見の際の席次、家の由緒等複合的な要因により構成され、この家格の差が即ち武士達の間の序列となって表れる。

扱、89件の異姓養子の中で、8件は他の大名家中や旗本の家来の家から養子にきたものである。又、2件は浪人の家、1件は旗本の家、8件は情報不記載である。これらを差し引いた70件が同じ桑名藩の家臣の家の間で取り交わされたものである。

『天明由緒』から家格と養子の関連について、判断材料に出来る記述は、石高と役職に関するものである。研究対象とその手法である。桑名藩の書院格の役職は、いわゆる家老たる月番から鷹匠まで97あるが、69番目の役職たる代官以下は、書院格ながら馬に乗れない徒士の家の役職である。今回分析する70件の養子の事例の内徒士の家のものが無いので、結果として書院格の騎士の家という上層家臣の家格と養子に関する研究となる。断りとして、石高や昇り詰る役職に関しては論功行賞などで加増されたり、失態等を理由に下げられたりすることがあるので、養子から見た父の世代の石高と役職の最高位を家格として抽出する。又、父親がその家の通例で昇り詰る役職に昇る以前に早世したりし、通常その家の当主として昇るところまで到達していないと判断できる場

合は祖父の代のものを家格として抽出する。

まず、同じ家中内で養子をやりとりした70件の異姓養子の内、64件に石高の記載がある。その内12件は50石以上である給人という格式と、それ以下の給人並という格式を分断したものであるが、給人並は給人と同様であるという意味であるから、ここに大きな意味はないと判断し、隔て無く扱う。石高の最小は馬廻を勤める山中家の10石3人扶持（15.4石）で、最大は月番即ち家老の服部家の1800石である。養子の際の石高差の最小は0。最大が1100石である。そして、全ての家の石高差の平均は158石である。

次に石高が高い家から養子にきた場合と、低い家から来た場合を分けて考察する。全64件の内3件は石高差が0であった。石高が高い家から低い家に養子に出たケースは全体の36%に当たる23件であり、その石高の差の平均は101石である。次いで、全体の59%に当たる残り38件は石高の低い家から高い家に養子に出たものであるが、その差は206石であった。因みに、傑出して多大な石高差を生じている養子が5件あり、これらは全て石高の低い家から、3家の家老の家に養子に入ったケースである。この3家とは、1800石の服部家、1600石の奥平家、1500石の吉村家の事である。吉村家の次に多い石高の家が、900石の林家と兵頭家、次いで三輪家と沢家の600石であることを考えると、この家老3家の石高は突出している。故にこの3家との養子事例5件の石高差は、1100石、1000石、1000石、900石、800石となる。敢えてこの5例を抜いて考えると、石高の低い家から高い家に養子に出た場合の石高差の平均が206石から、87石まで下がる。

次いで役職に関する情報である。70件の異姓養子の内、63件に役職の情報が記載されている。書院格の騎士の役職は、月番から大工頭まで68あるが、養子の実家と養家の最小の役職の格差は0であり、最大は50であった。全ての養子事例の役職差の平均は13である。

石高に関する分析と同様に役職が高い家から低い家に行った場合とその逆を考えると、51%に当たる32件は高い役職の家から低い家に行った場合であるが、この平均は16である。役職が低い家から高い家に行ったケースが33%に当たる21件あり、役職の差の平均は15、また、9件には差が無かった。

総括すると、書院格の馬に乗る騎士の家々の石高は最小15.4石から最大1800石までである内、養子を取る際の差は平均158石となり、68役職がある内、役職の差の平均は13となる事。且、由緒書にある通り、これら騎士の家々はそもそも騎士の家々の中でしか養子をしていない事を考えると、養子を取る際に武士達が重視していた事は、極力近い家格を有する家から養子を取り、家格を維持していくことであったと考察できる。よって、武家の養子について考える時、家格との関連性を念頭に研究することが必要であると結論付けられる。

### 3. 『会津藩家世実紀』に見る武家の養子制度の発展と変遷

『会津藩家世実紀』は、4歳で襲封した7代藩主松平容衆に家世の旧事を教える為、文化8年(1811)から、文化11年(1814)にかけて編集方役場で編纂された寛永8(1631)から文化3年(1806)迄の176年間の藩政記録書である。計277巻からなるが、一切が1975年から1989年に翻刻され、吉川弘文館から計15巻で出版されている。

初めに、養子制度が武家社会において何故必要となったのか一考する。武家にとって養子とは、即ち家の継承と一体である。磯田道史氏等の先行研究や、城地茂氏が、関孝和の住居に関する研究の中で言及された家臣団の構造からも明らかなように、近世初期には家臣の家は当主が代表して主君に仕える仕組みではなく、親も子も同時に仕え、個別に領地・扶持等を宛がわれていた。しかし、大坂の陣の後、元和偃武の時代の中で、身分制度、

とりわけ武士身分の固定化とその再生産が求められ、家来たる武士の親からその子へと地位が継承されていく必要性が生じた。

家を単位とした武家社会の再生産を支える一方法として、養子制度がまず幕法において制定される。その先駆けは、寛永9年(1632)の旗本御家人対象の諸士法度である。ここにて、養子を取る際に同族でない家と養子を取り交わさないよう定め、寛永12年(1635)の改正諸士法度では、末期養子を禁じた。寛文3年(1663)の改正諸士法度では養子をすべき同姓の枠について、父方の弟・甥・大甥・従兄弟・又従兄弟と定めた。且、その同姓の中に養子にできる存在が無い場合は、婿・娘の嫁ぎ先の孫・正妻の妹の子・異母異父兄弟から養子をするように命じた。

会津藩では諸士法度の動きに呼応し、寛永13年(1636)11月12日に異姓養子と末期養子を禁じる法令を出したが、これが初めて養子に関して藩が触れた法令である。

会津藩の近世初期17世紀後半までの血縁と養子の関係について、興味深い事例がある。寛永20年(1643)、畑又左衛門が娘婿善右衛門を養子にしていたが、この夫妻に子供権十郎が生まれた際、祖父又左衛門の養子になった。慶安3年(1650)飯野五郎兵衛の養子半助は、養子後に生まれた五郎兵衛の実子が7歳になったのを機に、家を退こうとした。寛文3年(1663)には、保科十郎右衛門の養子頼母は十郎衛門の死後誕生した九十郎が15歳になったのを機に、実家西郷家に帰ろうとした。この実家へ帰ろうとした2つの事例は主君から賞賛され、新たに家を興すことを許可されている。この3例から、近世初期には実子が養子に優先して家を相続すべきだという観念があったことがわかる。

次いで、17世紀半ばには養子は必ず同姓でなくてはならないのかという議論が為された。明暦2(1656)年には藩は、「兼而被仰出候ことく、養子之事ハ他人之義ハ不及申、好身之親類中ヶ間

之者成共、其一人を能々致吟味可養候、其身おもはしくは無之候得共、親類之内を差置他人を養ふ事ハ如何二候と申、人柄等二不拘親類なれハ、外二無仕方養子ニ可致と存候様成事ハ、必無用ニ可仕候、他人成とも人柄之能者を可養由被仰出之」と人柄の悪い親類より人柄の良い他人を養子にするように命じている。

他方、寛文5年(1665)には、芸術火矢をもって仕える木村太左衛門が息子の才能が無いという理由で養子を願い出て処罰された。さらに、1670年(寛文10)には、遠藤市郎右衛門の養子市郎右衛門が子が出来ず、異姓の伊藤五郎三郎を養子に願った際、藩は死んだ父市郎右衛門の血筋を残す為血縁の者が別にいないか探すように命じた。しかし見つからず、結局、故市郎右衛門の妻の大甥である喜太夫を養子にすることで決着している。この際に藩は、「一向に異姓之他人を養候而者、其録を世々ニし、其名字を為名乗候迄ニ而、氏族親致断絶候、他人を養候例雖有之、故市郎右衛門親少も続候様ニと思召候…」と言っており、17世紀中葉は、人柄を優先すべきか血筋を取るべきか決めかねていた様子が窺える。

養子を同姓にすべきか才能ある異姓にすべきか不確定のまま、18世紀初頭には相続の際の「家業」の相続徹底を厳命するとともに、それが叶わない場合についての措置と言う形で、異姓養子が認められる。元禄14年(1701)の触れである。「凡而芸術を以被召抱仕候面々ハ、子共二不怠家業相続為仕、猶以可相励候、若相続難成嫡子於有之者、向後至其時御吟味を以被仰付候様可有之旨被仰出之」

このように、才能と異姓養子の関係が見直され、養子制度が緩和拡充されていく中で、次いで頻発するようになるのが、養子を取れる年齢に関する問題である。

延享3年(1746)の項目で、4代藩主松平容貞が、家臣武川源助に、先例で50歳から養子を願えるとあるにも関わらず、年齢詐称が多い事実を如

何に対処すべきか諮問している。容貞は、養子を願い出ることができる年齢制限の為に、世襲して藩に仕えてきた上級家臣の家の断絶が増加していることを憂い、いっそ年齢制限を緩和し先例を変えたいが、変えてしまうと、先祖の治政や藩の法に誤りがあると家臣に疑われかねないと葛藤していた。

この主君の悩みは4年後の寛延3年(1750)、家老たちが談議の上、35歳位の者が、願い出の年齢を50歳ということにすれば実年齢を曖昧に吟味して養子を認めるということにした。

更に宝暦9年(1759)年には、曖昧に35歳当たりを規準にし、家老次第で35歳以下も養子できるとした内意が具体的に明文化され、「内々ハ三拾五歳以上之者五十歳之矩を以願申出候ハ、可被仰付旨御尊慮有之、厚キ思召ニ候、此儀内々ニ而令知置候間、以来年令委吟味之上書付取次可差出候、其以下之年令二候ハ、願書取次間敷旨被仰出之」と35歳以上の人間のみ、50歳と偽って養子を願い出れば許可されるという法として定められた。

しかし、逆説的ではあるが、この緩和された法により、家臣の家の断絶が増加してしまう。つまり、35歳を50歳と偽って養子を願う際に35歳であるか否かの審査が厳密になった為に、却って断絶が増えてしまったのである。それ故、天明4年(1785)年の12月19日、幕府の事例を参考にしながら、年齢に応じて養子の届け出の方法を変えろという手段で法を改正し、17歳から34歳までは末期であれば養子を認め、35歳以上は旧来通り、50歳ということにして養子を願えば許可される事とした。

養子制度はこうして、緩和に次ぐ緩和で拡充されていった。他方、天明8年(1788)には、「凡而二男以下之者養子被仰付候節も、血筋之外ハ人物并文武之芸、年齢相応ニ嗜ミ出精之者ニ無之候ハ、容易ニ不被任願…」

という触れがでており、養子が緩和されたもの

の、家業や才能の継承は依然解決しない困難な課題であったことが窺える。

#### 4. 反省点と問題提起～フランス家族史から～

天明4年に養子制度が改正された際、その理由に「先祖訃有之者或者功作有之者二而も及断絶、家内及難儀候義、甚御氣之毒二被思召候」「近年養子不相成者、旧功之家茂致断絶、或者家名漸相残候体之儀間々有之」とある。武家社会で養子制度が発達した理由は簡潔に言って家を継いでいくためなのであるが、そもそも何故武士達は家を継がなければならなかったのかということを考えなくてはならない。この問いのきっかけとして、断絶すると家内が難儀になり、家名が残らなくなるという手がかりとなる文言があるわけであるが、何故断絶したら困るのかということに関しては、直接的な回答はこの史料にはないので、別に探す必要がある。又、婿養子など、女性と養子の関係に関しても掘り下げて考えていかななくてはならないにも関わらず、藩政史料のみを頼りにすると、どうしても男の姿しか浮かび上がらない。

ここで、フランスの歴史学的手法に学ぶことで、日本の家族史・養子史研究を深化させたいと考える。フランス歴史学の研究は、まず研究対象について、根本的な問いかけをする所から始まる。つまり、養子の研究をするなら、「養子とは何か?」「どうして養子をするのか?」という根本から丁寧に掘り下げる姿勢がある。更なる点として、如何なる家族史書にも女性について触れていないものはない。近世日本の養子を体系的に研究する為には、女性の事も当たり前を考えながら研究せねばならないが、藩政史料等では充足しない為、女性或は男性によって書かれた日記や、家族の史料など一時史料を見ていかななくてはならない。

典型的なフランスのメソッドはこうである。ジャン＝ルイ・フランドラン氏は『家族－旧社会における血縁、家、性』の中で、最初に家族の定

義から始めている。現代の辞書『Petit-Robert』と対象とする前近代の1751年にドゥニ・ディドロによって編纂された『Encyclopédie』による家族の定義を比較し、その上で章を「血縁関係の紐帯」「世帯」「家庭関係における倫理観」「家族の再生産と性生活」と絶えず女性に関連させつつ展開し、「グーベルビル卿日記」(1553-1564)などを史料として用いながら、前近代の「家族」の姿を体系的に考察した。フランスの手法を参考にし、もう一度日本の養子とは何か問いを立てた上で、女性も含めた武家社会に生きた人達の日記や手紙を史料とし、「日本近世武家社会の養子と女性の地位」というテーマで体系的に研究していくことが今後の展望である。

#### 参考史料

家世実紀刊本編纂委員会、『会津藩家世実紀』、吉川弘文館、1975～1989  
 桑名市教育委員会、『天明由緒』、2008  
 『徳川禁令考』、吉川弘文館、1932

#### 参考文献

朝尾直弘編、『日本の近世7 身分と格式』、中央公論、1992  
 磯田道史、『近世大名家臣団の社会構造』、文藝春秋、2013  
 エラーユ・フランシーヌ編、『日本史』HÉRAIL Francine, *L'Histoire du Japon*, Maison franco-japonaise de Tokyo, Maisonneuve Larose, 2002.  
 奥山恭子編、『扶養と相続』、早稲田大学出版部、2004  
 笠谷和比古編、『公家と武家II』、思文閣出版、1999  
 鎌田浩、『幕藩体制における武士家族法』、成文堂、1970  
 鎌田浩、『武士社会の養子』、『擬制された親子』、三省堂、1988  
 城地茂、『関孝和の数学と勘定方の住居』、『数理解析研究所講究録』1625、京都大学、2009  
 フランドラン・ジャン＝ルイ、『家族-旧社会における血縁、家、性』Flandrin Jean-Louis, *Famille. Parenté, maison, sexualité dans l'ancienne société*, Paris, Édition du SEUIL, 1984.

永原和子編、『日本家族史論集 5 ～家族の諸相～』、吉川弘文館、2002

永原和子編、『日本家族史論集11～家業と役割～』、吉川弘文館、2003

マックミュラン・ジェイムス「異姓養子」『ハーバードアジア学紀要』35 McMULLEN James, « Non-Agnatic Adoption », *Harvard Journal of Asiatic Studies* 35, University of Harvard, 1975.

注

- 1 同姓とは、全て父方の弟、甥、大甥、従兄弟、又従兄弟までを言う。